

広報

せきかわ水系

水土里ネット新潟
マスコットキャラクター

みどり
水土里ネット



2014.6.1

第19号



▲申請書を提出する瀧澤理事長（右）



▲3907名分の同意書



▲（左）瀧澤理事長と（右）今井部長（上越地域振興局農林振興部）

国営関川用水地区土地改良事業 新潟県に事業認可を申請しました

町内会長・農家組合長など町内役員の皆様にご協力いただき、同意率が96.7%となりました。そして平成26年5月7日に3907名の同意書名簿とともに新潟県に土地改良事業認可申請書を提出しました。

（関連記事は8頁）

Contents もくじ

- 第17回通常総代会理事長あいさつ…………… 2
- 平成26年度予算概要…………… 4
- 平成26年度事業概要…………… 6
- 国営関川用水地区事業認可申請書提出…………… 8
- 新たな農業・農村政策の積極的な活用…………… 9
- お知らせ…………… 10

土地改良区の概況

- 面積 6,781 ha
- 組合員 5,997名

〒943-0185 新潟県上越市大字長面14番地1
 TEL【総務課】025-522-5722 FAX 025-522-5724
 【業務課】025-522-5723(管理係)
 025-522-2447(整備係)
 025-524-8800(ダム管理係)

- 発行：関川水系土地改良区
- 責任者：理事長 瀧澤純一
- 編集：総務課

URL <http://www.sekikawasuikei.com> E-mail info@sekikawasuikei.com

平成25年度

第17回通常総代会開催

平成26年3月26日関川水系土地改良区第17回通常総代会が開催され、提案された17議案が原案どおり議決・承認されました。



関川水系土地改良区理事長 瀧澤純一

理事長挨拶

第17回通常総代会の開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。本日は、年度末何かとお忙しい中御出席いただきありがとうございます。また、上越地域振興局農林振興部大塚副部長様には公務御多用の中御臨席いただき誠にありがとうございます。

このたび、政府は「農林水産業・地域の活力創造プラン」を取りまとめ、農業を足腰の強い産業として



竹ノ内議長 (北諏訪地区総代)

いくための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域政策を車の両輪として推進する「4つの改革」を決定しました。具体的には、①農地中間管理機構の創設②経営所得安定対策の見直し③水田フル活用と米政策の見直し④日本型直接支払制度の創設です。土地改良区では、これらの政策を積極的に活用し、組合員の要望実現と土地改良施設の整備、水管理の合理化に取り組んでまいりますので、皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

さて、平成18年10月2日に6つの土地改良区が合併してから2期目の最終年、8年目を迎えました。この間、所期の目的を達成するため組織機構改革や財政改革など様々な改革を進めてまいりました。特に、土地改良区が持続可能な健全運営を図るため財政調整基金からの一般会計への繰入れを3000万円以下に、当初計画の2分の1以下までこぎつけたことは特筆されることと思えます。更に繰入れゼロに向かって努力する必要があります。

また、合併前土地改良区のそれぞれの維持管理方法を暫定継承してまいりましたが、関川水系土地改良区としての統一した維持管理計画書が出来上がり、昨年8月の臨時総代会で議決いただいたところです。現在は法手続きも順調に進み、組合員の皆様からの同意状況も97%を超え、土地改良法の定める3分の2をクリアしておりますので、近日中に新潟県に申請する予定であります。

併せて懸案でありました国営関川用水土地改良事業も一年前倒しで、平成26年度採択として事業着工が確定し、この法手続きについても順調に推移し、同意状況も、国営事業の推進基準である95%を超え97%となりました。これをもって4月下旬には新潟県知事経由で農林水産大臣に事業申請を行う予定であります。

この2つの同意取りまとめにつきましては、総代の皆様始め、町内の

役員の皆様から御協力いただきましたこと改めてお礼申し上げます。

なお、国営事業においては、一日でも早く小水力発電を稼働し、売電収入を維持管理費に充当できるように、平成26年度から小水力発電施設の着工が予定されています。

土地改良区で取り組んでおります各種事業につきましても順調に推移しており、特に県営ほ場整備事業(6地区)は、面工事の進捗率が95%となり、ようやく完了間近となりました。大区画のほ場で農地集積が更に進み低コスト経営が図られるものと期待しております。

一方、一次整備から数十年経過している地域のほ場は、施設の老朽化・劣化が進んでいます。これを受けて24年度補正で「関川東部地区」として2000畝余りの区域で再整備の施設計画策定事業を行った結果、板倉区高野集落で約90畝の再整備に向けて始動し、また他の地域においても再整備に前向きな検討を行っているところでもあります。

さて、先ほども申し上げましたが、今年も総代・役員任期最後の年となります。この役員定数の算出基礎となる組合員数については、ほ場整備事業の進捗と農地の流動化が進み、農業経営の形態が規模拡大や法人化で激変している現状から、合併前と比べ年々減少傾向にあります。また、役員定数については、合併協議の中で暫定設定した部分もあります。

ご理解とご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

「人・農地プラン」、TPP交渉への参加、中間管理機構の設置、米政策の見直しなど、歴史的な農政改革が進められようとしております。

中間管理機構につきましては、県では、「農地中間管理機構の推進に関する基本方針」を策定し、担い手の農地面積を、現在の9万410haから6万3千ha余り増やし、15万4千



来賓祝辞

これらを踏まえて、今後より一層、適正な土地改良区運営を行うため、改めて総代・役員定数を検討するため理事4名総代4名の計8名による「定数見直し検討委員会」を設置しました。

先月3日に第1回委員会を開催し、次期総代会に図るべく検討に入りました。今年6月までに結論をまとめ、理事会に答申するとともに、8月開催予定の臨時総代会で総代の皆様に提案したいと考えています。そして次回の総代・役員選挙は新しい基準・定数での選挙となる見込みです。いずれにしましても、より公平で効率的な組織運営を図るための

上越地域振興局農林振興部副部長 大家 正様

日頃よりほ場整備事業をはじめ農業農村整備事業の推進に特段のご理解とご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

「人・農地プラン」、TPP交渉への参加、中間管理機構の設置、米政策の見直しなど、歴史的な農政改革が進められようとしております。

中間管理機構につきましては、県では、「農地中間管理機構の推進に関する基本方針」を策定し、担い手の農地面積を、現在の9万410haから6万3千ha余り増やし、15万4千

見直しですので、総代の皆様から御意見を頂きたいと思っております。

最後に、本日上程いたします案件は、平成26年度事業計画と予算を主として、平成25年度補正予算など併せて17件であります。慎重審議いただき議決・承認くださいますようお願い申し上げます。

開会の挨拶と致しませう。



意見要望をのべる総代

haとすることを10年後の目標（集積率90%）としたところであります。

また農地・水保全管理交付金に変わり「多面的機能支払」が来年度に法制化され、より取り組みやすい制度となります。新しい制度への移行作業などご迷惑をおかけしておりますが、引き続き、地域の農地や施設を守る共同活動や農業水利施設などの長寿命化など広く活用いただくようお願い致します。

競争力のある高品質な米づくりに対応していくためにも、土地改良施設の長寿命化により管理コストの低減を図っていくことが必要だと考えております。本土土地改良区ではいち早く、農業水利施設保全合理化事業

を活用し、揚水機場や水路の機能保全計画の策定事業に取り組んでいただきます。土地改良施設の保全管理を本来業務とする土地改良区の役割をしっかりと担っていかうとする姿勢と、新たな農政改革など将来を見据えた先見的な取り組みに敬意を表したいと思います。

一昨年3月、国川の地すべりで被災した上江幹線用水は、応急工事に続き、本復旧工事も上越市より県が受託し工事を実施させていただきました。今回の甚大な災害に対する応急対応から本復旧までの迅速な対応には、土地改良区を中心にした関係機関の連携が各方面から高い評価を頂いているところであります。国川の災害で培った迅速な対応力や関係機関の連携を地域の宝として災害時の備えなど様々な面で活かしていただきたいと思います。

次に、農業の所得増進計画を掲げる農政改革の実行元年として概算決定された国の農業農村整備関係予算は、3424億円で、前年当初予算を上回る予算となっております。

来年度の県予算案では、農地部の基本方針として、第1に農業者による共同活動の支援、第2に農業水利施設の長寿命化対策、第3にはほ場整備による経営基盤の強化などを重点事項として予算編成され、土地改良事業が含まれる公共事業の全体でも前年当初を上回る予算が計上されております。

本土土地改良区管内の「ほ場関係6地区の平成25年度予算割当」は、県

の9月補正で5億6700万円が追加され、合計で14億円余りの予算となっております。このように、予算を確保できていることは、当土地改良区が意欲的に事業に取り組みまれてきた歴史、先進的な広報活動や農地集積などの取り組みへの高い評価に加え、熱心な要請活動の賜ものと考えており、深く感謝申し上げます。

本土土地改良区の農業水利施設は、安定した笹ヶ峰ダム・野尻湖の2つの水源に支えられ、先人の苦勞により守り継がれ、そして土地改良事業により建設され、現在まで管理されてきたもので、県内屈指の農業用水の供給体制を備えております。本土土地改良区の広報活動は県下でも先進的かつ高い評価をいただいております、引き続きこうした取り組みを継続され、地域の農業を牽引していただきたいと思います。

国営「関川用水地区」につきましては、来年度着工に向け順調に土地改良法の手続きが進んでいると聞いております。一日も早い着工に向け、国との調整など支援してまいりますので、皆様方のご理解ご協力を引き続き宜しく願います。

終わりに、当地域の農業が食料供給基地として本県農業の中心的な役割を担い、地域発展の原動力となりますよう皆様方のご活躍を期待いたしますとともに、ご参集の皆様のご健康を祈念申し上げます、お祝いの言葉とさせていただきます。

の9月補正で5億6700万円が追加され、合計で14億円余りの予算となっております。このように、予算を確保できていることは、当土地改良区が意欲的に事業に取り組みまれてきた歴史、先進的な広報活動や農地集積などの取り組みへの高い評価に加え、熱心な要請活動の賜ものと考えており、深く感謝申し上げます。

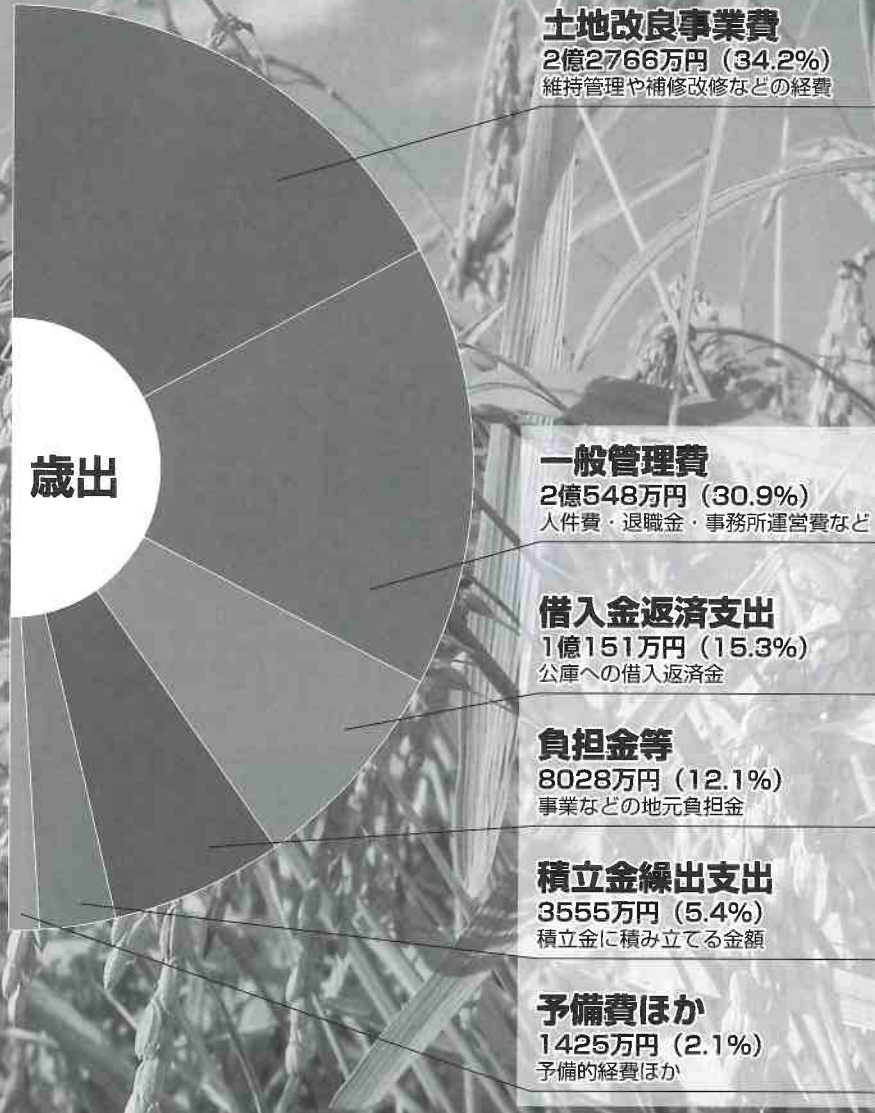
本土土地改良区の農業水利施設は、安定した笹ヶ峰ダム・野尻湖の2つの水源に支えられ、先人の苦勞により守り継がれ、そして土地改良事業により建設され、現在まで管理されてきたもので、県内屈指の農業用水の供給体制を備えております。本土土地改良区の広報活動は県下でも先進的かつ高い評価をいただいております、引き続きこうした取り組みを継続され、地域の農業を牽引していただきたいと思います。

国営「関川用水地区」につきましては、来年度着工に向け順調に土地改良法の手続きが進んでいると聞いております。一日も早い着工に向け、国との調整など支援してまいりますので、皆様方のご理解ご協力を引き続き宜しく願います。

終わりに、当地域の農業が食料供給基地として本県農業の中心的な役割を担い、地域発展の原動力となりますよう皆様方のご活躍を期待いたしますとともに、ご参集の皆様のご健康を祈念申し上げます、お祝いの言葉とさせていただきます。



6473万円



平成26年度 予算

平成26年度関川水系土地改良区の予算は、昨年に引き続き補助事業を導入した土地改良施設の改修・維持・保全に重点を置いた予算案を作成しました。

■問い合わせ先
関川水系土地改良区
総務課会計係
☎025(522)5722

一般会計予算は、664、736千円で前年度比79・8%となりました。これは、補助事業や県営ほ場整備事業の分担金、さらに集積補助金の繰上償還が減額となったものが主な理由であります。

全体の支出内容では、土地改良事業費は前年比▲19・4%の2227、659千円で、全体予算の34・2%となり、減額となったものの前年度に引き続き、土地改良区の本業業務である維持管理事業・土地改良施設改修事業をメインとした予算編成となっております。

また、一般管理費では、職員は、退職1名新規採用2名で、実質人件費は1名分増となります。なお1名分はダム管理の関係からそのほとんどを関川連合が負担することになります。また、平成26年度末には3名の職員が退職の予定であるため、規定に基づいた退職金を計上しました。引き続き業務改善や人事異動を行うことで人件費の抑制に努めてまいります。

不足財源については、財政調整基金からの繰入金によってまかなう予定です。

土地改良区会計

複式簿記移行の検討を開始

平成23年4月1日付けで農林水産省から新たな「土地改良区会計基準」等が示され、単式簿記と複式簿記の選択制となりました。

近年、農業法人など複式簿記を活用する経営主体（組合員）が増えたことにより、組合員のコスト意識が高まり、土地改良区に対して事業等に要した費用の妥当性の説明を求められるなど、コスト意識の醸成と正確に費用を把握できる複式簿記会計が必要となってきました。また、土地改良区が発電事業を行う場合は、複式簿記会計による財務諸表の作成が義務付けられています。

関川地区土地改良区連合では国営関川用水地区で小水力発電を計画しており、また関川水系土地改良区でも太陽光発電を検討しており、複式簿記会計の導入は必須となっています。

全国の土地改良区では、まだ数土地改良区しか導入しておらず、また県内の土地改良区でも正式に導入した土地改良区はありません。

関川水系土地改良区では、国・県の指導のもと本年度より複式簿記会計移行の検討を行うとともに、会計システムや諸規定の改正など課題等を整理します。



▲総代会での予算審議の様子

一般会計 6億

土地改良事業収入
3億5802万円 (53.9%)
経常賦課金・償還金賦課金など

積立金取崩収入
7413万円 (11.1%)
積立金から取り崩して繰入れする金額

補助金収入
6893万円 (10.4%)
国・県・市からの事業にかかる補助金

附帯事業収入
6171万円 (9.3%)
他目的使用料など

借入金収入
5110万円 (7.7%)
事業の地元負担に充てるための借入金

繰越金
2754万円 (4.2%)
前年度からの繰越金

受託料収入
1864万円 (2.8%)
業務を受託することにより収入となる金額

交付金収入
288万円 (0.4%)
維持管理適正化事業の交付金

雑収入ほか
178万円 (0.2%)
積立金の利息収入など

歳入

積立金会計予算

(単位：千円)

区分	H25残高	平成26年度中の推移			H26末残高見込
		繰入収入	利子収入	取崩し	
維持管理費積立金	36,641	4,391	18	▲ 2,332	38,718
財政調整基金積立金	440,090	17,384	269	▲ 26,118	431,625
基本財産積立金	405,102	5,000	218	0	410,320
決済金積立金	148,687	2,750	85	▲ 1,724	149,798
職員退職給与積立金	161,521	5,109	101	▲ 32,131	134,600
用地費等積立金	100,042	1	48	▲ 1	100,090
事業積立金	247,500	0	180	▲ 11,828	235,852
合計	1,539,583	34,635	919	▲ 74,134	1,501,003

定であります。本年度は前年度からの繰越金が多く見込めるため、財政中長期計画のシミュレーション30、000千円を下回る26、118千円の取崩額となり、前年より減となっております。

■農業基盤整備促進事業「関川第3地区」【継続】

1840万円

- ・農業用排水施設 7ヶ所 124万円
- ・暗渠排水 2ヶ所 510万円
- ・農用地保全（畔シート等） 3ヶ所 300万円
- ・区画拡大（水路なし） 5ヶ所 856万円
- ・区画拡大（水路変更あり） 2ヶ所 50万円



▲長面地内排水路工事の様子

▲南中島地内暗渠工事の様子

■耕地災害復旧事業【H25繰越含む】

下違池災害復旧工事 512万円



▲台風18号（平成25年9月16日）で被災した滝寺地内の下違池の復旧工事の様子

■上越市ため池等維持修繕助成事業【新規】

津有南部第1地区 揚水機場土砂浚渫 52万円



▲津有南部第1地区揚水機場

■団体営農業経営高度化支援事業（6地区）【継続】

295万円

- 三和西部地区 43万円
- 三和南部地区 50万円
- 中江北部第2地区 60万円
- 津有南部第2地区 50万円
- 津有南部第1地区 50万円
- 新道地区 42万円

■高度経営体集積促進事業（1地区）【継続】

中江北部第1地区 1078万円

■農業水利施設保全合理化事業【新規（H25繰越）】

・水利再編促進事業

関川中部地区 2200万円

■県営ほ場整備事業に係る換地業務受託（5地区）【継続（H25繰越含む）】

1024万円

- 三和西部地区 614万円
- 三和南部地区 78万円
- 中江北部第2地区 211万円
- 津有南部第2地区 75万円
- 津有南部第1地区 46千円

■県営ほ場整備事業に係る換地更正業務（4地区）【継続】

1140万円

- 三和西部地区 100万円
- 三和南部地区 305万円
- 中江北部第2地区 290万円
- 津有南部第2地区 305万円
- 地区共通分 140万円

■農村地域資源利活用事業（太陽光発電・小水力発電）【新規（H25繰越含む）】

関川水系地区（太陽光発電） 500万円

中江幹線用水地区（小水力発電） 500万円



▲太陽光発電を要望している野尻地内揚水機場



▲津有南部第1地区の太陽光発電の検討会議の様子

平成26年度実施事業の概要

補助事業を活用した土地改良施設の整備

■国営関川用水地区土地改良事業【新規】

事業概要

事業名：国営かんがい排水事業

事業主体：農林水産省

受益面積：5,843ha（平成23年4月時点）

予定工期：平成26年度～平成35年度（10年間）

概算総事業費：130億円

事業内容：

老朽化対策 ①笹ヶ峰ダム施設の整備更新②水管理施設の整備更新③幹線水路の補修

維持管理費軽減対策 ①小水力発電所建設

平成26年度計画

事業費：3億円[概算要求額]

内容：小水力発電施設建設工事 一式
測量設計 一式



▲小水力発電で管理費の負担軽減を目指します

■県営ほ場整備事業（6地区）【継続】

8億9800万円

- 三和西部地区 2000万円
- 三和南部地区 1億5800万円
- 中江北部第2地区 3億400万円
- 津有南部第2地区 7600万円
- 津有南部第1地区 1億9000万円
- 新道地区 1億5000万円



▲中江北部第2地区荒屋地内整地工事

■県営ため池等整備事業（老朽ため池整備）【継続】

青野地区 1400万円



▲青野地区ため池の盤改良工事の様子

管内の県営事業の進捗率

単位：千円

事業名	地区名	総事業費	H25まで事業費	
			進捗率	
ため池等整備	青野	200,000	183,255	91.6%
	小計	200,000	183,255	91.6%
ほ場整備事業	三和西部	3,352,975	3,113,600	92.9%
	三和南部	4,565,996	4,129,000	90.4%
	中江北部第2	8,926,480	7,067,304	79.2%
	津有南部第2	3,615,243	2,810,000	77.7%
	津有南部第1	3,575,107	2,643,629	73.9%
	新道	1,855,606	1,182,900	63.7%
	小計	25,891,407	20,946,433	80.9%
合計		26,091,407	21,129,688	81.0%

■土地改良施設維持管理適正化事業【継続】

- ・ 抛出地区 11地区
 - ・ 平成26年度実施地区
- 「三和西部地区第2揚水機場」浚渫工事 320万円



▲三和西部地区井ノ口地内揚水機場

**国営
関川用水地区**

**同意率
96.7%**

**3907名の同意書で認可申請書を提出
町内会のご協力に感謝いたします**

町内会のご協力に感謝

平成26年度着工を目指してしました国営関川用水土地改良事業は、平成26年5月7日に3907名の同意書名簿とともに新潟県に土地改良事業認可申請書を提出しました。そして新潟県経由で農林水産大臣宛てに送られることとなります。

公告縦覧等の手続の後、平成26年9月頃、事業認可（事業計画が確定）となる見込みです。国営事業の工事着手は事業認可後になります。また平成26年8月1日には、国営事業の建設事務所が開設される予定です。



▲津有地区同意とりまとめ説明会の様子

同意とりまとめは、去る2月中旬に各地区毎に説明会を開催し、町内会長・農家組合長など町内役員の皆様がこの大業の同意とりまとめをお願いしたところ。3月末までに同意率95%を目標にとりまとめを行っていただきました。

関係町内の役員・土地改良区総代の皆様のご理解とご協力のおかげで、3月26日には同意率95%となり、最終同意率は96.7%となりました。大変有難うございました。

同意署名簿の確認・審査を行った



▲同意署名簿の確認・審査を行う北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所の職員

北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所の担当者は、「こんな短期間で95%以上となることは、今まで経験したことはない。受益農家の皆さんの意欲が伝わってくる。事業の推進にご協力いただきありがとうございます。」と感謝の言葉がありました。

補助事業としての採択と事業認可の手続が完了すると、直ちに工事発注となります。本年度の要求額は3億円。小水力発電施設建設工事と測量設計が予定されています。

**第3回国営関川用水地区
推進協議会開催**

平成26年4月17日、関川水系土地改良区協議室において、国営関川用水地区推進協議会（村山上越市長が会長）の第3回総会が開催されました。

村山会長からは、「今年に着工の重要な年だ。新しいスタートに期待するとともにその責任を感じる。推進協議会が一体となって事業を推進していく。」とあいさつがありました。

また、高鳥修一厚生労働大臣政務官（代理）はじめ多くの来賓の皆様からご臨席をいただく中、高居北陸農政局信濃川水系調査管理事務所長

事業認可と事業採択

事業認可とは、土地改良事業を行うとする場合、土地改良法の定めにより資格者15人以上が、受益者の3分の2以上の同意書を添付し申請し、認可を受けることにより、税や登記の特例措置をうけることができ、さらに高率補助や低利融資の対象となります。

一方、事業採択は、国・県・市などの補助事業として認定してもらうための手続で、この採択を受けることにより補助金が交付されます。（採択を受けるには原則として土地改良法の事業認可が必要です。）

から関川用水地区の事業経過報告をいただきました。なお、同事業と関連して、「小水力発電を効果的に活用できるように準備をお願いしたい。また取水量（水利権）管理は徹底してもらいたい。小水力発電の固定価格買取制度の優遇措置を受けられなくなる場合があるので注意して欲しい。その取水量は営農形態の変化を見据え変更の必要を感じられる際は早めに相談いただきたい。」と水利使用等についての話もありました。

議事では平成26年国営関川用水地区の事業促進活動計画並びに26年度予算など3件が提案され、原案どおり全会一致で議決・承認されました。



▲総会であいさつする村山会長（上越市長）

新たな農業・農村政策の積極的な活用について

日本型直接支払制度と農地中間管理機構制度

今般、国では「農林水産業・地域の活力創造プラン」を取りまとめ、農業を足腰の強い産業としていくための政策(産業政策)と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策(地域政策)を車の両輪として推進する「4つの改革」を決定・予算措置されました。

具体的には、①農地中間管理機構の創設②経営所得安定対策の見直し③水田フル活用と米政策の見直し④日本型直接支払制度の創設です。

土地改良区では、次の2点を積極的に推進・活用し、土地改良施設の整備、水管理の合理化を図り、維持管理費軽減と土地改良施設整備にか

かる地元負担の軽減に努めます。

・農地中間管理機構の活用
簡易な基盤整備を希望している地域は、農地中間管理機構を通じて整備を行うと共に、農地集積による交付金加算や地域集積協力金により農家負担の軽減を図ります。

・日本型直接支払制度の推進と活用
現在の農地・水環境保全向上対策事業が日本型直接支払制度に切り替わることに伴い、現在農地・水環境保全向上対策事業に参加していない町内に対し、新たな日本型直接支払制度に取り組むよう進めると共に、同制度を活用し土地改良施設の補修・更新に努めます。なお、同事業の事務管理業務の受託については、上越市と連携し進めます。

上越市の取組方針について



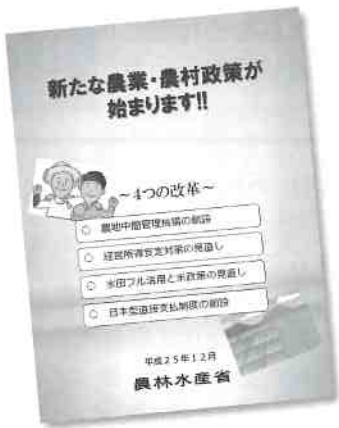
上越市農林水産部長
川上 様

平成26年3月26日通常総代会終了後、上越市農林水産部長川上様より、新たな政策の上越市の取組方針について説明いただきました。

上越市では、土地改良区・農協・農業共済組合と連携し、この4つの農政改革にきちんと向き合い、使えるものは使いながら地域農業の発展につなげていきたい。それぞれの内容が具体的にになったら改めて説明会を開催させていただきます。

特に、日本型直接支払制度(農地・水保全管理支払交付金)は、地域の大事な農業施設でありしっかり守って次の世代に引き継いでいかなければならない。平成25年度の農地・水保全管理支払交付金は上越市で約53%(約9000ha)の農地で取り組んでいる。合併前上越市では46%程度。頸北地区は80%~95%の取り組んでいる。アンケート等を分析するといろいろな要因はあるが事務が大変ということがわかりました。実際、取り組み率が良い頸北地区は、土地改良区がまとめて事務を行っています。

上越市としては、集落毎ではなく広域で取り組み、その事務を関川水系土地改良区はじめ各土地改良区から支援をお願いしたいと考えています。皆様からもご理解ご協力をお願いします。



▲維持管理計画申請書提出の様子
写真(右)山崎農用地課長(上越地域振興局農林振興部)

討し、必要に
に
会
に
上、維持管
理計画に
更を加えて
いくこと
になります。

なお、今回の統一された関川水系土地改良区の維持管理計画はこれらがスタートです。今後、農業情勢や営農体系の変化、さらに組合員の要望等を踏まえて、理事会で随時検討し、必要に

関川水系土地改良区
維持管理計画申請しました
同意率 97.0%

さて、昨年より手続を進めてきた関川水系土地改良区の統一された維持管理計画について、平成26年4月23日付けで新潟県知事に申請いたしました。

この維持管理計画の同意につきましては、町内会長はじめ地区の連絡員の皆様に国営関川用水地区の同意と併せてとりまとめをお願いしてきましたが、皆様のご理解とご協力のおかげで、同意率97.0%となりました。一部、ご理解をいただけない町内もありましたが、土地改良法の3分の2以上をクリアしたことから、この度正式に申請いたしました。新潟県では内容の審査等を行い、公告縦覧の後、正式に認可となる見込みです。

○決済金の負担はどちらが……？

公共工事の用地買収契約調印の際は、除外申請、転用決済金等の負担問題も、十分、事業主体と協議し、土地改良区への申請をお願い致します。

○除外申請後は決済金の納入を！

地区除外の申請後、決済金を納入いただかないと土地原簿から面積削除できないため、従前どおり賦課されますので、ご注意下さい。

浄化槽設置の際は届出を……

○水路使用申請が必要です！

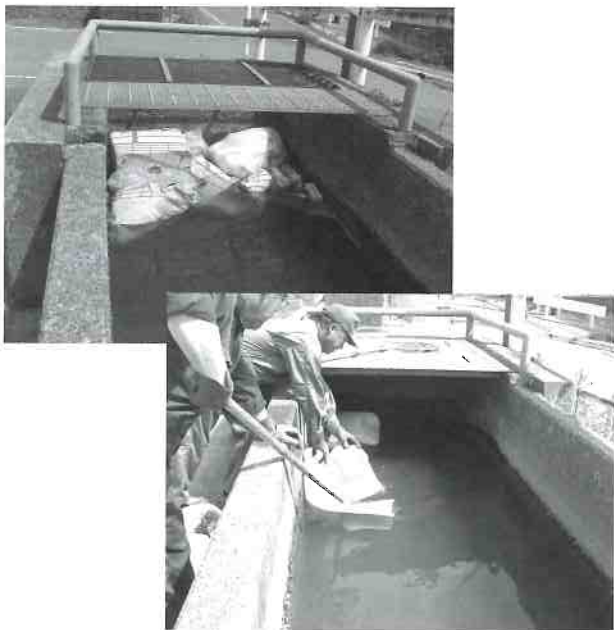
浄化槽設置の際、排水先が公共下水道に接続されていない場合は、土地改良区に確認をお願いします。

その他、手続き等で、ご不明な点がございましたら、業務課管理係（522-5723）までお問い合わせ下さい。

ストップ不法投棄

用排水路やため池にゴミを捨てると通水障害が起こり、十分な水量が流れないばかりか、水路がせき止められ水があふれる場合があります。

皆さんのご理解・ご協力をお願いします。



用水路やため池で遊ぶ子はダメ

水難事故防止に皆様のご協力を！

かんがい期を迎え、各用水路やため池は満水の状態となり、普段にも増して大変危険です。当土地改良区の各幹線用水路には、ガードレールや危険標識

を設置するなど事故防止対策に努めていますが、大人の皆様からも『用水路やため池で遊ばない』ことを子供たちと約束して、事故から子供たちを守りましょう！皆様のご指導・ご協力をよろしくお願い致します。



夏休みの自由研究はこれで決まり!!

期日が決定しましたら行程とともに町内会を通じてお知らせいたします。

8月上旬
開催予定

町内会や地域団体の行事としての参加も可能です。

開催日時 平成26年8月上旬（日）

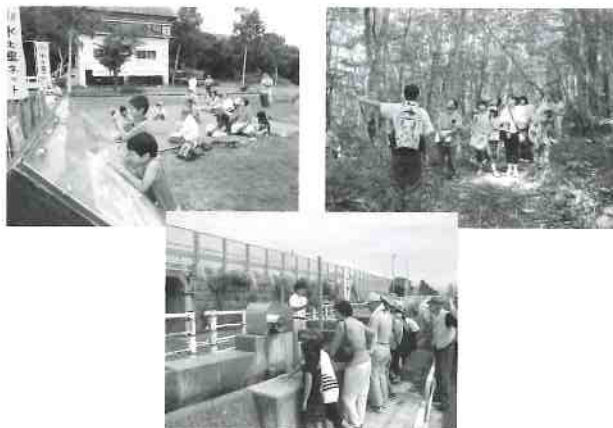
午前8時～午後5時

集合場所 関川水系土地改良区事務所

対象者 親子・町内会等団体など
（個人での参加も可能です）

参加費 無料（昼食をご用意下さい）

その他 自由研究の題材を用意します



お知らせ



平成26年度賦課金について

本年度の賦課金は、平成26年4月1日時点の土地原簿に基づき計算されます。詳細は次のとおりです。

●**経常賦課金単価**（10aあたり）

- ・一般区域 3000円
- ・客水・上江上区域 1500円

●**納入期限と内訳**

第1期 平成26年6月30日（月）

- ・経常賦課金
 - 一般区域 50%
 - 客水・上江上区域 50%

第2期 平成26年10月6日（月）

- ・特別賦課金
 - 事業対象区域 100%

第3期 平成26年11月17日（月）

- ・経常賦課金
 - 一般区域 50%
 - 客水・上江上区域 50%
- ・揚水機場維持管理費賦課金 100%
- ・事業事務費賦課金 100%
- ・工事連絡調整費賦課金 100%
- ・換地更正費賦課金 100%

6月中旬に賦課金納入通知書を組合員の皆様宛に送付いたします。

口座振替契約をされている方は、残高不足の場合振替ができませんので、期日までに残高確認をお願いします。

賦課金の納入は口座振替で

当改良区では、便利な口座振替契約を推奨しています。ご希望の方は、総務課賦課係までお問い合わせ下さい。（522-5722）

口座振替可能な金融機関は、次の通りです。

- ・えちご上越農業協同組合
- ・第四銀行
- ・ゆうちょ銀行
- ・新井信用金庫
- ・上越信用金庫

※北越銀行は振込手数料がかかりますのでご注意ください。

忘れていませんか？土地改良区への届け出

農地の権利異動・組合員資格の変更には、届け出が必要です。農業委員会に届け出済み、あるいは登記が完了したので、自動的に土地改良区の土地原簿も変更されるとお考えの方も多いようですが、土地改良法では、法第43条第1項に資格得喪の通知義務により、組合員の皆様からの届け出が無い限り、変更前の状態で賦課されることとなりますので、忘れずに届け出をお願いします。

農地の権利関係に、次のような異動があった場合は、総務課まで届け出下さい。

- 農地の権利異動があったとき
（売買・交換・賃貸借等）
- 農業者年金を受給しようとするとき
（経営移譲）
- 組合員が亡くなられたとき
- 組合員の住所・口座・名義を変更したとき

※注意

- ・賃貸借等の契約期間が満了の場合も届け出が必要です。
- ・当年、3月31日を過ぎての届け出は、翌年度からの変更となります。

ご注意を 滞納賦課金は新しい組合員に継承されます
土地改良区管内の農地を売買するとき（競売取得も含む）や組合員資格を交替する場合、その土地に滞納賦課金があると新しくその土地を取得した組合員に滞納賦課金を支払う義務が生じることとなります。【法第42条第1項（権利義務の継承）】

農地の売買等の契約をされる場合は、後日、トラブルにならないように滞納賦課金の有無などを確認し、当事者間で十分話し合ってから契約手続きをされるようにお願いします。

公共事業の転用にも届け出が必要です

○**地区除外申請と決済金は必要！**

当改良区管内で公共事業用地（道路、河川等）として、農地を売渡、寄付した場合でも土地改良法第42条第2項により、地区除外申請と決済金の納入が必要です。



総代・役員選挙のお知らせ

任期満了に伴い、関川水系土地改良区総代・役員（理事・監事）選挙を次のとおり予定していますのでお知らせいたします。

総代・役員定数は、現在、定数見直検討委員会で検討中です。特に役員定数の減により選出エリア区分も変更となる見込みです。

選挙期日・定数などの詳細は、案内チラシを作成し8月末～9月上旬に配布いたします。

総代選挙

任期満了 10月22日

※総代選挙は10月上旬～中旬を予定していますが、立候補期間などの日程は上越市選挙管理委員会と協議の上決定となります。後日、改めてお知らせいたします。

役員選挙（案）

任期満了 11月17日

※役員選挙日程については、10月下旬から11月上旬を予定しています。7月に予定される理事会にて立候補期間などの日程を決定する予定です。総代選挙の日程と併せて改めてお知らせいたします。

表彰

新潟県土地改良事業団体連合会土地改良功労者表彰（役員15年以上・職員25年以上）

役員

第一理事 牧繪 一義
（役員通算年数18年）

職員

業務課副課長 木原 幸雄
（勤続25年）



▲表彰を受ける牧繪第一理事（写真左から3番目）

人事異動

■定年退職（3月31日付）



前総務課会計係主任
小山美江子

退職ごあいさつ

このたび3月31日をもって定年退職いたしました。

大過なく無事今日を迎えることができ、ひとえに組合員の皆様方のあたたかいご指導とご厚情の賜と深く感謝し御礼申し上げます。

関川水系土地改良区のますますの発展と組合員様のご健康とご多幸を祈念申し上げます。退職のご挨拶とさせていただきます。

■新採用（4月1日付け）



業務課ダム管理係主事
加藤 典

新採用ごあいさつ

今年4月より、当土地改良区の業務課ダム管理係としてお世話になります。加藤典と申します。まだ右も左もわからない若輩者ですが、1日でも早く仕事を覚えられるように一杯頑張つて参ります。皆様にはこれからの職務の中で足手まといとなることもあるかと思いますが、ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。



総務課会計係主事
斉藤広樹

新採用ごあいさつ

この度、4月よりお世話になることになりました。斉藤広樹と申します。右も左も分からない状態ですが、早く1人前になれるよう、組合員の方の目線に立った業務への取り組みを心がけていきたいと考えています。皆様にはご迷惑をお掛けすることもあるかと存じますが、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

■異動（課統合に伴う異動）

業務課参事
小嶋利喜夫（ダム管理課 課長）

業務課参事

- 笹川 満（ダム管理課 参事）
- 業務課ダム管理係 主任
- 細谷卓郎（ダム管理課 主任）
- 業務課ダム管理係 主任
- 岡田将也（ダム管理課 主任）
- 業務課ダム管理係 主任
- 倉重嘉之（ダム管理課 主任）

※国営関川用水地区土地改良事業推進のため、平成26年度より業務課とダム管理課を統合しました。

編集後記

2月に職員研修として公開講座に参加しました。参加者は各地から様々な業種にわたり、ケースは違えど仕事に対する考え方は、非常に参考になるものでした。内容は、講義・演習・発表を繰り返して、演習も限られた時間の中で自分の考えをまとめる訓練も兼ねて、分刻みの時間制約の中での演習で集中力が必要でした。久しぶりに脳の疲労を感じました。おかげで甘いものが美味しかった。でも自分には甘くないよう、今後この講義を活かし仕事で実践します。（M）



後この講義を活かし仕事で実践します。（M）



再生産可能な植物油を原料としたインキを使用しています。FSC® 認証紙とは、原材料として使用されている木材が適切に管理された森林に由来することを意味します。